

重 要 事 項 説 明 書

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

社会福祉法人 山県東中部福祉会
特別養護老人ホーム やすらぎ

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者の概要

法 人 名	社会福祉法人 山県東中部福祉会
所 在 地	広島県山県郡北広島町阿坂 4 6 0 0 番地
代 表 者 名	理事長 末田 初太郎
事 業 所 数	10事業所 介護老人福祉施設（2）地域密着型介護老人福祉施設（1） 通所介護事業所（1）地域密着型通所介護事業所（1）訪問介護事業所（1） ケアハウス（1）短期入所生活介護事業所（2）居宅介護支援事業所（1）

2 施設の概要

施設の種類	介護老人福祉施設 平成12年4月1日 (介護保険事業所番号 3473500555)
施設の目的	介護保険法令に従い、ご入所者が有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。 また、日常生活を営むのに必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護サービスを提供します。
施 設 名 称	特別養護老人ホーム やすらぎ
所 在 地	広島県山県郡北広島町大朝 1 3 4 3 5 番地 1
電 話 番 号	0826-82-3838、IP 電話 0826-75-3953 0826-75-2194
管理者職氏名	施設長 藤本 良子
当 施 設 の 運 営 方 針	ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご入所者の立場に立っての介護サービスの提供に努めます。また、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重視し、行政機関や介護支援事業者、保健医療サービス提供者と密接な連携に努めます。
入 所 定 員	60名
居 室 の 概 要	4人部屋 12室 1人部屋 9室 3人部屋 1室 ご契約者の心身の状況により、またその時のご入所者の男女割合による部屋割りの都合により、居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者のご意向を伺い、決定するものとします。 また、ご契約者からの居室の変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。
食 堂	1室
機 能 訓 練 室	1室（食堂と共用部分があります）
浴 室	1室（一般浴室・特殊浴室） 一般浴・シャワー浴設備・特浴いずれかで週2回入浴いただけます。 入浴の曜日・時間については、行事やその時の対象者の人数などで変わることがあります。
医務・看護師室	1室
静 養 室	1室

3 職員配置状況（令和8年4月1日現在）

当施設では、ご入所者に対して介護サービスを提供する職員として、指定基準を遵守し、以下の職員を配置しています。（やすらぎ短期入所生活介護事業所と兼務）

管 理 者	1名（兼務）施設の従業者の管理及び業務の管理
事 務 員	2名（兼務）事務全般
生 活 相 談 員	1名（兼務）入所者及び家族等からの相談受付、助言、援助等
看 護 職 員	6名（兼務）医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務
介 護 職 員	29名（兼務）日常生活の介護、相談及び援助業務
介護支援専門員	3名（他職種と兼務）サービス計画の作成、見直し
医 師	1名（嘱託医師）大朝ふるさと病院医師 診察日 原則火曜日（水曜日に変更もある）
栄 養 士	1名 食事の管理、栄養指導
機能訓練指導員	2名（看護職員兼務）日常生活を営む機能の改善、減退防止

4 サービス利用料金及び入所者負担金

介護保険給付対象サービスは介護保険法の法定利用料の1割から3割（介護保険負担割合証による）が、介護保険給付対象外サービスは全額が、自己負担です。

① 介護保険給付対象サービス

別紙1参照

② 介護保険給付対象外サービス（基本的には全額自己負担）

ア 食費（食材費・調理費相当額） 1日当たり 1,445円

イ 居住費（調理にかかる分を含む光熱水費相当額、多床室）

1日当たり 915円 （令和6年8月1日から）

※食費及び居住費について、一定の要件に当てはまる方は、市町に申請することで負担限度額の適用が受けられます。負担額は介護保険負担限度額認定証に記載のとおりです。認定証が発行されたら、施設へ必ずご提示ください。

ウ 日常生活上必要な物品やご入所者が個人的に使用する物は、別紙2のとおり、ご負担いただきます。

利用料金の支払いは、ゆうちょ銀行からの自動引き落としとさせていただきます。利用料金は月末締めで1ヶ月分をまとめて計算し、請求書は翌月20日頃にお送りします。

5 サービス利用契約の解約または解除

入所者は、サービス利用契約を解約または解除することができます。契約の解約・解除の事由は、契約書第14条及び第15条に定められていますので、契約書でご確認下さい。

契約を解約または解除される場合には、必ず下記までご連絡ください。

連絡先 特別養護老人ホーム やすらぎ 電話 0826-82-3838

6 事故発生の防止等の措置及び事故発生時の対応について

事故発生防止のための指針の整備を行い、安全対策委員会を設置・開催し、職員への研修を行います。また、安全対策の担当者を定めます。

入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、入所者の家族、管理者、保険者に連絡・報告します。また、原因を究明し、再発防止策を講じて記録し実践するとともに、職員に対し研修を行い事故防止に努めます。本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について、賠償する責任を負います。

7 感染症対策について

感染症対策委員会を設置し、感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備を行い、職員に対し研修会を行います。入所者・職員に感染症または食中毒が疑われる症状が出た場合には、定められた手順に従って対処し、蔓延防止に努めます。

感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、感染症の発生を想定した訓練（シミュレーション）を実施します。

8 褥瘡防止対策について

身体機能・生活状況・食事摂取状態・皮膚の状態等から褥瘡ができやすいと予測されるご入所者に対して、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。褥瘡は様々な要因が重なって発生することから、多職種の協働により防止対策を検討し実践していきます。

9 身体的拘束等について

身体的拘束等は、身体的・精神的・社会的弊害をもたらし、人間としての尊厳を侵し、生活の質を根本から損なう危険性もあることから、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、入所者ご本人またはご家族の同意を得、身体的拘束等の様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。身体的拘束等を必要としない状態を作り出すために、事故の原因を探り取り除き、事故を防止する環境作りに努めます。

10 高齢者虐待防止について

虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を設置・開催し、指針を整備します。職員への研修を実施し、担当者を定めます。

11 非常災害対策について

非常災害発生に備え、防災計画を立て、年2回以上の定期的な避難訓練を行います。災害発生時には円滑・迅速に避難できるよう周辺地域と災害応援協力協定を締結し、年1回合同の防災訓練を行います。また、非常災害時の関係機関への通報連携体制について、定期的に職員に通知し、災害発生に備えます。

災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、感染症の発生を想定した訓練（シミュレーション）を実施します。

12 相談・苦情について

① 社会福祉法第82条の規定により、山県東中部福祉会が提供する社会福祉サービスに対する苦情に適切に対処するため、次のとおり苦情受付窓口、苦情解決責任者、第三者委員を定めました。（4）の方法により、苦情解決を迅速・適切に行います。

（1）当施設における相談・苦情の受付窓口

やすらぎ相談	電話 0826-82-3838	FAX 0826-82-3840	IP 電話 0826-75-3953	0826-75-2194
苦情受付窓口	受付時間 8:30～17:30	担当者名	松本一樹	

また、ご意見箱を玄関に設置しております。

(2) 苦情解決責任者

介護老人福祉施設 特別養護老人ホームやすらぎ 施設長 藤本 良子

(3) 第三者委員

氏 名	職 名	住 所	電 話 番 号
石 橋 源 郎	北広島町人権擁護委員	北広島町大朝 3586	0826-75-3247
佐 々 木 勝 美	元大朝町民生児童委員	北広島町新庄 2851-1	0826-82-2193
田 中 貴 子	北広島町福祉課地域介護係係長	北広島町役場福祉課	0826-72-7352

(4) 苦情解決の方法

1	苦 情 の 受 付	苦情受付担当者が、電話、書面などにより苦情を随時受け付けます。尚、第三者委員に直接申し出ることも出来ます。
2	苦 情 受 付 の 報 告 ・ 確 認	苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。
3	苦 情 解 決 の た め の 話 し 合 い	苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることも出来ます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは次のとおり行います。 ア 第三者委員による苦情内容の確認 イ 第三者委員による解決案の調整、助言 ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認
4	保険者、国保連合会、県運営適正化委員会等の紹介	苦情は、保険者介護保険担当課、国民健康保険団体連合会介護保険課苦情係、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し出ることができます。

②行政機関等の相談・苦情受付

北 広 島 町 役 場 福祉課介護保険係	所 在 地 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 電 話 0826-72-7352 Fax 0826-72-5242 受付時間 8:30~17:15（月曜日～金曜日） ただし祝日、12/29~1/3 を除く
広 島 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 介護保険課苦情係	所 在 地 広島市中区東白島町 19-49 国保会館 電 話 082-554-0783 Fax 082-511-9126 受付時間 8:30~17:15（月曜日～金曜日） ただし祝日、12月29日～1月3日を除く
広 島 県 福 祉 サ ー ビ ス 運 営 適 正 化 委 員 会	所 在 地 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉協議会 電 話 082-254-3419 Fax 082-569-6161 受付時間 8:30~17:00（月曜日～金曜日） ただし祝日、12月29日～1月3日を除く

1 3 協力病院・協力歯科医療機関について（広島県条例第 26 条に基づく）

当施設及びやすらぎ短期入所生活介護事業所では、入院等治療を必要とする入所者及び利用者のために以下のとおり協力病院・協力歯科医療機関を定めています。

協 力 病 院	医療法人サカもみの木会 大 朝 ふ る さ と 病 院	広島県山県郡北広島町新庄 2147 番地 1 電話番号 0826-82-3900
協 力 歯 科 医 療 機 関	元 林 歯 科 医 院	広島県山県郡北広島町大朝 4523 番地 1 電話番号 0826-82-2325
	な か ま す 歯 科 医 院	広島県山県郡北広島町新庄 919 番地 3 電話番号 0826-82-7622

14 入院された場合の空きベッドについて

入所されている方が、入院等をされている期間、その空いているベッドをショートステイの利用者を受け入れる『空床型短期入所事業』として、利用させていただくことがあります。

15 第三者評価

現在まで未実施

指定介護老人福祉施設サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。また、別紙 個人情報の関する基本指針、個人情報の利用目的、個人情報の提供及び個人情報の保護、ハラスメント防止に関するお知らせについての説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 山県東中部福祉会
特別養護老人ホーム やすらぎ

施設長 藤本 良子

説明者 職氏名

生活相談員

印

指定介護老人福祉施設サービス提供の開始に際し、重要事項説明書の交付を受け、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。また、別紙 個人情報の関する基本指針、個人情報の利用目的、個人情報の提供及び個人情報の保護、ハラスメントに関するお知らせについての説明を受け、個人情報の提供・利用に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____ 印

家族または代理人 _____ 印（続柄： ）